

宇和島市復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を目的とした宇和島市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、宇和島市災害復興本部に、宇和島市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に関すること。
- (2) その他復興計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から宇和島市災害復興本部長（以下、「本部長」という。）が委嘱する委員11名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は構成員
- (3) 産業振興に関する団体の役員又は構成員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

2 前項に規定する委員のほか、委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、復興計画の策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本部長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宇和島市災害復興本部統括調整グループ（総務

部企画情報課)において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、本部長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、復興計画の策定完了の日をもって、その効力を失う。